

4.9GHz帯の経済的価値の算出について

令和6年4月
総合通信基盤局
移動通信課

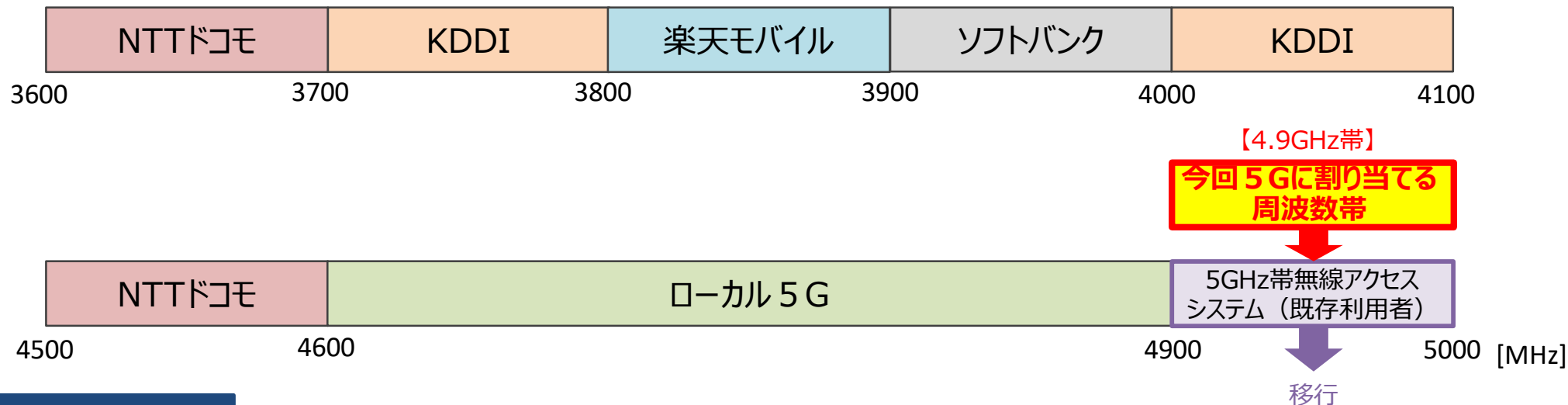
4.9GHz帯の5Gへの周波数割当て

1

- **4.9GHz帯**（4.9～5.0GHz）は、周波数再編アクションプランにおいて、「令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、既存の5GHz帯無線アクセスシステム（登録局）を新たに開設することが可能な期限を令和7年度末までとするとともに、同周波数帯に導入する5Gの技術的条件を令和5年度内を目途に取りまとめ、既存無線システムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を進める」こととされている。
- 令和6年3月12日の情報通信審議会からの一部答申（技術的条件）及び既存無線システムの移行に関する検討状況を踏まえ、**早期の周波数割当てに向けて、必要な制度整備（開設指針等）を進める。**

割当予定の4.9GHz帯

100MHz幅 1 枠 認定期間 **20年**を予定



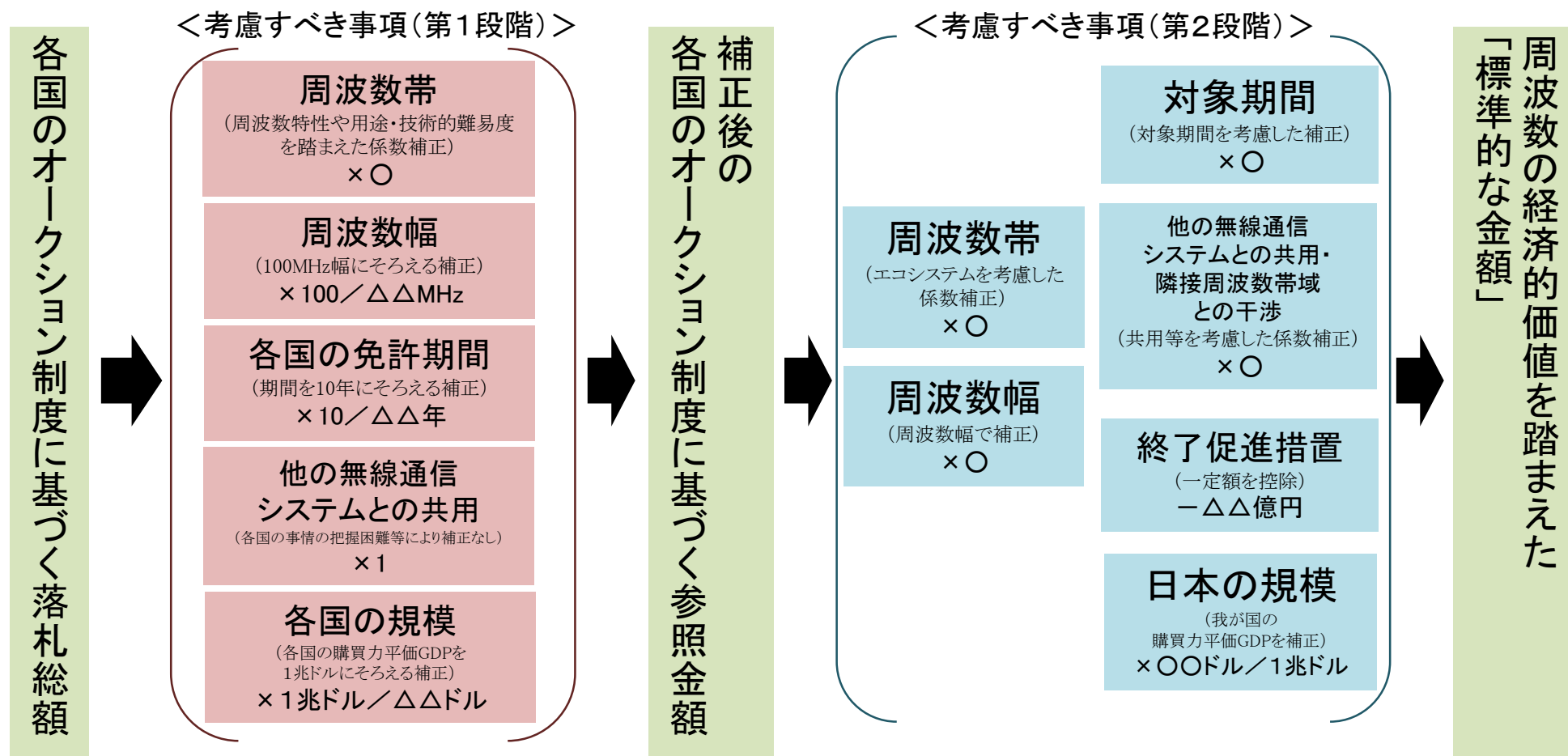
主なポイント

- 既存利用者がいる周波数帯であり、終了促進措置を導入することを想定。

周波数の経済的価値の算出について

- 特定基地局開設料については、特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会「報告書」（令和2年8月。以下「報告書」という。）の算定方法に従って算定し、特殊事情を考慮して額を算出する。
- 当該報告書では、諸外国の5Gオークションの落札結果を補正し、我が国固有の観点から補正することとされている。

【報告書の算定方法の考え方】



1. 参照する海外事例（1/2）

3

- 諸外国において令和6年3月までに5Gオークションを行った事例は、42か国・地域の120事例
- このうち、サブ6帯（1GHz以上6GHz未満）のオークションを行った事例は、38か国・地域の64事例
⇒サブ6帯のオークション事例は、多くあることから、**サブ6帯のオークション事例のみを海外事例として採用**

○サブ6帯のオークション事例

国名	周波数帯 (GHz)	周波数幅	免許期間 (年)	落札額 (億円)	購買力平価GDP (百万ドル)
アイルランド	3.6	350	15	126.4378	683,580
アメリカ	3.5	70	10	6833.476	25,462,725
アメリカ	3.7	280	15	122004.3	25,462,725
アメリカ	3.45	100	15	33719.33	25,462,725
アルゼンチン	3.5	200	20	1052.987	1,226,204
アルゼンチン	3.5	50	20	263.2371	1,226,204
イスラエル	2.6	120	10	27.23541	502,330
イスラエル	3.6	300	10	68.08851	502,330
イタリア	3.7	200	19	7030.547	3,059,337
ウルグアイ	3.5	100	25	42.26521	98,719
ウルグアイ	3.5	100	25	42.19151	98,719
英国	3.4	150	20	2179.203	3,716,621
英国	2.3	40	20	385.4673	3,716,621
英国	3.6	120	20	1334.067	3,716,621
オーストラリア	3.6	125	10.66667	823.9416	1,629,322
オーストリア	3.5	390	20	303.5691	603,666

国名	周波数帯 (GHz)	周波数幅	免許期間 (年)	落札額 (億円)	購買力平価GDP (百万ドル)
オーストリア	1.5, 2.1	200	23	256.3183	603,666
オランダ	1.4	40	20	419.4071	1,244,148
オランダ	2	120	20	1258.221	1,244,148
カナダ	3.5	200	20	9821.43	2265320
韓国	3.5	280	10	3310.58	2,780,287
ギリシャ	2.1, 3.6	315	15	330.4947	392,514
クロアチア	1.8	150	15	133.0656	154,655
クロアチア	2.1	120	15	194.7396	154,655
クロアチア	2.6	140	15	16.00903	154,655
コロンビア	2, 2.5	90	20	1119.253	966,152
コロンビア	3.5	320	20	2060.617	966,152
ジョージア (グルジア)	3.5	50	15	1.241337	74,670
ジョージア (グルジア)	1.8, 2.6	30	15	1.031169	74,670
シンガポール	2.1	120	15	165.2508	719,075
スイス	3.5	300	15	400.1019	753,846
スイス	1.4	90	15	120.0306	753,846

1. 参照する海外事例（2/2）

4

○サブ6帯のオークション事例

国名	周波数帯 (GHz)	周波数幅	免許期間 (年)	落札額 (億円)	購買力平価GDP (百万ドル)
スイス	2.6	10	15	13.33673	753,846
スウェーデン	3.5	320	25	413.6886	695,379
スウェーデン	2.3	80	22	86.32	695,379
スウェーデン	2.1	120	25	78.56824	695,379
スウェーデン	2.6	180	25	189.3517	695,379
スペイン	3.6	200	20	708.4212	2,271,746
スペイン	3.5	20	17	67.9308	2,271,746
スロベニア	1.5, 2.1, 2.3, 2.6	660	15	212.0041	102,739
タイ	1.8	90	15	1020.898	1,482,437
タイ	2.6	190	15	1527.307	1,482,437
台湾	3.5	270	20	6659.349	1,611,996
チェコ	3.7	200	15	64.4525	519,238
チェコ	3.5	200	12	101.981	519,238
チリ	1.7, 3.5	180	30	409.5584	579,409
デンマーク	1.5, 2.1, 2.3, 3.5	640	20	82.16224	418,963
ドイツ	3.6	300	20	6753.501	5,370,287

国名	周波数帯 (GHz)	周波数幅	免許期間 (年)	落札額 (億円)	購買力平価GDP (百万ドル)
ドイツ	2	120	20	3839.905	5,370,287
ニュージーランド	3.6	160	2	1.77	266,296
ノルウェー	2.1	30	13.5	66.84118	427,144
ノルウェー	2.6、3.6	590	20	465.4803	427,144
ハンガリー	2	30	15	38.415	408,111
ハンガリー	3.6	310	15	396.955	408,111
ハンガリー	3.4	160	15	3.49674	408,111
フィンランド	3.5	390	15	125.5264	324,269
フランス	3.5	310	15	4506.076	3,696,243
ベトナム	2.6	100	15	457.5	1,321,240
ベトナム	3.7	100	15	118.95	1,321,240
ポーランド	3.6	400	15	706.3616	1,642,614
ポルトガル	1.8, 2.1, 2.6, 3.6	485	15	674.1356	438,623
メキシコ	2.5	120	20	170.7381	3,064,000
ラトビア	3.8	50	20	0.88957	73,467
ルクセンブルク	3.6	330	15	40.64688	91,216

2. 第1段階補正（海外事例）

5

- 各国のオークション制度に基づくサブ6帯の落札総額について、周波数幅、免許期間等を考慮した補正を行い、参照金額を算出する。

報告書の補正事項		報告書に基づく補正内容
①	周波数帯	・ 周波数特性や用途・技術的難易度を踏まえた補正を行うため、サブ6は「×1」、ミリ波帯は「×0.5」の係数を乗じる。 ・ 今回、参照する海外事例は、サブ6帯のみであるため、補正は行わずに係数を「×1」とする。
②	周波数幅	・ 各国のオークション落札額に対して100MHz幅単位による補正を行う。
③	各国の免許期間	・ 各国のオークション落札額に対して10年の期間単位による補正を行う。
④	他の無線システムとの共用	・ 報告書では、他の無線システムとの共用については、補正を行わずに係数を「×1」とすることが適当との考えが示されているため、補正は行わずに係数を「×1」とする。
⑤	各国の経済規模	・ 各国の経済規模（購買力平価GDP）を1兆ドル単位に換算する。

A国は、落札額：a億円、周波数幅bMHz幅、免許期間：c年間、購買力平価GDP：d億ドルである場合、
参照金額A = a億円 × 1 × 100MHz / bMHz × 10年 / c年 × 10,000億ドル / d億ドル

諸外国の参照金額の平均値は、235.5・・・億円

● 第1段階補正後の金額

国名	落札額	第1段階補正	国名	落札額	第1段階補正	国名	落札額	第1段階補正	国名	落札額	第1段階補正
アイルランド	126.4億円	35.2億円	オーストリア	256.3億円	92.3億円	スイス	13.3億円	117.9億円	ドイツ	3839.9億円	297.9億円
アメリカ	6833.5億円	383.4億円	オランダ	419.4億円	421.4億円	スウェーデン	413.7億円	74.4億円	ニュージーランド	1.8億円	20.8億円
アメリカ	122004.3億円	1140.8億円	オランダ	1258.2億円	421.4億円	スウェーデン	86.3億円	70.5億円	ノルウェー	66.8億円	386.4億円
アメリカ	33719.3億円	882.8億円	カナダ	9821.4億円	1083.9億円	スウェーデン	78.6億円	37.7億円	ノルウェー	465.5億円	92.4億円
アルゼンチン	1053.0億円	214.7億円	韓国	3310.6億円	425.3億円	スウェーデン	189.4億円	60.5億円	ハンガリー	38.4億円	209.2億円
アルゼンチン	263.2億円	214.7億円	ギリシャ	330.5億円	178.2億円	スペイン	708.4億円	78.0億円	ハンガリー	397.0億円	209.2億円
イスラエル	27.2億円	45.2億円	クロアチア	133.1億円	382.4億円	スペイン	67.9億円	87.9億円	ハンガリー	3.5億円	3.6億円
イスラエル	68.1億円	45.2億円	クロアチア	194.7億円	699.5億円	スロベニア	212.0億円	208.4億円	フィンランド	125.5億円	66.2億円
イタリア	7030.5億円	604.8億円	クロアチア	16.0億円	49.3億円	タイ	1020.9億円	510.1億円	フランス	4506.1億円	262.2億円
ウルグアイ	42.3億円	171.3億円	コロンビア	1119.3億円	643.6億円	タイ	1527.3億円	361.5億円	ベトナム	457.5億円	230.8億円
ウルグアイ	42.2億円	171.0億円	コロンビア	2060.6億円	333.3億円	台湾	6659.3億円	765.0億円	ベトナム	119.0億円	60.0億円
英国	2179.2億円	195.4億円	ジョージア (グルジア)	1.2億円	22.2億円	チェコ	64.5億円	41.4億円	ポーランド	706.4億円	71.7億円
英国	385.5億円	129.6億円	ジョージア (グルジア)	1.0億円	30.7億円	チェコ	102.0億円	81.8億円	ポルトガル	674.1億円	211.3億円
英国	1334.1億円	149.6億円	シンガポール	165.3億円	127.7億円	チリ	409.6億円	130.9億円	メキシコ	170.7億円	23.2億円
オーストラリア	823.9億円	379.3億円	スイス	400.1億円	117.9億円	デンマーク	82.2億円	15.3億円	ラトビア	0.9億円	12.1億円
オーストリア	303.6億円	64.5億円	スイス	120.0億円	117.9億円	ドイツ	6753.5億円	209.6億円	ルクセンブルク	40.6億円	90.0億円

3. 第2段階補正（我が国事情）

7

- 海外事例の参照金額を、今回割当てする周波数帯の特性や我が国特有の事情に応じて補正を行う。

報告書の補正事項		報告書に基づく補正内容	論点
①	周波数帯 (エコシステム補正)	- 周波数帯のエコシステムを考慮した補正 - 使用している国が多いほど、使用している国の経済規模が大きいほど係数が大きくなる	現行の算式の係数をそのまま乗じた場合、金額が大幅に縮小 ⇒次ページ以降で整理
②	周波数幅	割当て対象の周波数幅は100MHz幅であるため、補正係数は、×1	特になし
③	対象期間	認定期間は20年であるため、補正係数は、×2	特になし
④	他の無線システムとの共用	4.9GHz帯は、隣接する無線航行衛星システム及び航空用空港面移動通信システムへの干渉影響を防止するため基地局の設置場所に制限があるため、報告書に基づき、補正係数は、×0.5	特になし
⑤	終了促進措置	報告書では、終了促進措置の額を一定程度差し引くことが適当であるとされている。	1.7GHz帯東名阪以外バンドの終了促進措置の額が想定を上回っていることを考慮する必要 ⇒次ページ以降で整理
⑥	我が国の経済規模	我が国の2022年の購買力平価GDPは、6兆1,446億ドルであるため、補正係数は、×6.144602	特になし

補正後の参照金額

＝各国の参照金額の平均額（235.5億円）×エコシステム係数×1×2×0.5×6.144602－終了促進措置の負担額の一部

3. 第2段階補正（我が国事情）～エコシステム補正に係る考え方（案）～

8

- 「エコシステム補正」について、報告書では、「同じ帯域を使用している国が多いほど、かつ、その経済規模が大きいほど、機器の調達が容易なため、『当該帯域を使用している国数とそれぞれの国の経済規模の総和の積』を分子として、『オークション結果のある国数とそれぞれの国の経済規模の総和の積』を分母として係数を設定」することが適当であるとされている。この報告書の算式に数値を参入した場合、係数は、**0.129・・**となる。

【4.9GHz帯エコシステム係数（**これまでの算定方式**）】

$$\begin{aligned}\text{係数 } P &= (\text{4.9GHz帯使用国数} / \text{5Gオークション国数}) \times (\text{4.9GHz帯使用国経済規模} / \text{5Gオークション国経済規模}) \\ &= (7 \text{ か国} / 38 \text{ か国}) \times (49,868,278 \text{ 百万ドル} / 71,138,588 \text{ 百万ドル}) = \mathbf{0.129・・}\end{aligned}$$

現行の算出方式の課題

- 現行の算式をそのまま当てはめた場合、**4.9GHz帯の経済的価値は極めて小さいこととなる。**
- 一方で、4.9GHz帯を含む n79バンドは、国内では、既にNTTドコモに割当てられており（4.5GHz帯）、NTTドコモは、当該周波数帯を積極的に活用していることを踏まえると、**同じバンドに属する4.9GHz帯の経済的価値が極めて小さいとは考えがたい。**
- 現行の算出方式で**係数の値が小さくなる要因として**、これまでに割り当てた周波数帯（1.7GHz帯、2.3GHz帯、700MHz帯）と比較して、**使用国数が極めて限定的**（中国、ロシア、香港、日本、台湾、韓国、ブラジルの7か国・地域）であることが挙げられるが、これは、
 - ① 4.9GHz帯はこれまでの周波数帯とは異なり、**5G用として新たに利用されるようになった周波数帯であること**
 - ② 5Gオークション実施国の半数はEU加盟国であるところ、現時点では、**4.9GHz帯はEU域内で共通に使用できる5Gパイオニアバンドとして特定された5Gバンドではないこと**に起因すると考えられる。

3. 第2段階補正（我が国事情）～エコシステム補正に係る考え方（案）～

9

案1：使用国数を考慮せず、経済規模のみで算出

- 使用国が極めて限定的であることから、**使用国の数は考慮せず、使用国の経済規模のみを用いて係数を算出。**機器の調達容易さは、使用国の経済規模と連動するものとする。この場合、係数は、**0.701・・・**となるが、今回の補正では、なぜこれまでの補正と異なり、使用国の数を考慮しないのか、説明が困難ではないか。

【4.9GHz帯エコシステム係数（修正案）】

$$\begin{aligned}\text{係数 } P &= (4.9\text{GHz帯使用国経済規模} / 5\text{Gアクション国経済規模}) \\ &= (49,868,278\text{百万ドル} / 71,138,588\text{百万ドル}) \\ &= \mathbf{0.701\cdots}\end{aligned}$$

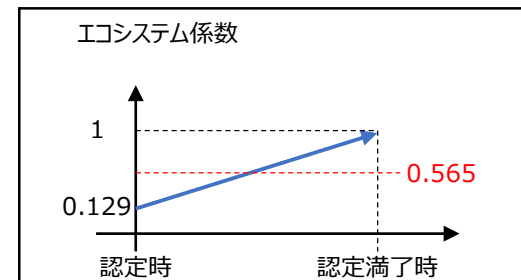
案2：将来のエコシステムの拡大を見込んで算出

- 今回の割当ての認定期間は20年と長期に渡るため、**足下の状況のみで算定した場合、周波数の経済的価値を過小に評価してしまう可能性。**一方で、4.9GHz帯を含むn79バンドの周波数帯の使用国は増加傾向。
- 今後、20年間をかけて、新たな国での割当てが進むとともに、エコシステムが拡大することが想定されることから、**認定期間満了時には、補正が必要ない（係数が少なくとも1となるような）エコシステムが構築されると想定して算出。**この場合、係数は、**0.565・・・**となる。

【4.9GHz帯エコシステム係数（修正案）】

$$\begin{aligned}\text{係数 } P &= (\text{現行算式によるエコシステム係数} + 1) \div 2 \\ &= (0.129\cdots + 1) \div 2 = \mathbf{0.565\cdots}\end{aligned}$$

イメージ図



- 報告書では、標準的な金額の算定に当たっては、終了促進措置の額を一定程度差し引くことが適当であるとされている。その際は、過去の終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等を考慮している。

非公表

4. 第2段階補正後の標準的な金額

11

- 第2段階補正を経た、今回の標準的な算式及び金額は、以下のとおり。

【第1段階補正】

参照金額 = 落札額 × 1 × (100MHz / b MHz) × (10年 / c 年) × (10,000億ドル / d 億ドル)
⇒ 諸外国の平均の参照金額は、235.5・・・億円

【第2段階補正】

標準的な金額 = A 億円 (平均235.5・・・億円) × (エコシステム係数) × 1 × 2 × 0.5 × 6.144602 - (817 × 0.2)

エコシステム係数・現行算式：係数P = $N_{(4.9)} / N_{(5G)} \times M_{(4.9)} / M_{(5G)}$

案1 : 係数P = $M_{(4.9)} / M_{(5G)}$

案2 : 係数P = $((N_{(4.9)} / N_{(5G)} \times M_{(4.9)} / M_{(5G)}) + 1) / 2$

N_(4.9) : 4.9GHz帯を使用※している国数

N_(5G) : 5Gオークション結果のある国数

M_(4.9) : 4.9GHz帯を使用※している国の経済規模の総和

M_(5G) : 5Gオークション結果のある国の経済規模の総和

※5G移動通信システムへの使用に限らない

【参考：標準的な金額】

現行算式：標準的な金額の平均値：23.4・・・億円

案1 : 標準的な金額の平均値：850.9・・・億円

案2 : 標準的な金額の平均値：653.5・・・億円

- 報告書では、補正後の参照額と標準的な金額のそれぞれの数値の範囲の設定方法について、①平均値前後、②平均値±10%、③最大値・最小値を除外した平均値前後、④中央値前後といった考え方があるとしている。
- この点、一般的に、平均値は、全オークションの落札額を考慮できる一方で、大小の極端な数値も考慮してしまい、反対に、中央値は、大小の極端な値による影響を受けないが、諸外国のオークション落札額を全て考慮した値ではない。
- **今回の場合、必ずしもオークションの事例が多くないことを踏まえると、全てのオークション落札額を考慮することが望ましいと考えられることから、平均値により示すことが適当。**
- また、幅の取り方について、平均値前後は平均値前後のオークション結果に左右され幅が安定しないため、過度に幅が大きくなり、下限値が低く設定されてしまいかねない。他方、平均値±10%は平均値前後のオークション結果に左右されず、幅を一定にすることが可能である。以上のことから、②**平均値±10%とすることが適当。**
- なお、これまでの割当てでも、平均値±10%を採用。

幅の取り方	メリット	デメリット
①平均値前後	・ 全オークションの落札額を考慮できる。	・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右され、幅が安定しない。
②平均値±10%	・ 全オークションの落札額を考慮できる。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右されず、幅を一定にすることが可能。	・ 大小の極端な数値も考慮してしまう。
③最大値・最小値を除外した平均値前後	・ 最大値・最小値以外のオークションの落札額を考慮できる。 ・ 大小の極端な値を外すことができるため、値が安定しやすい。	・ 全オークションの落札額を考慮した数値を考慮できない。 ・ 平均値前後のオークション結果に左右され、幅が安定しない。 ・ 第2、第3番目も極端な値の場合には、考慮されるサンプル数値が少なくなるため、値が極端に上振れ（下振れ）する可能性がある。
④中央値前後	・ 大小の極端な値による影響を受けない。	・ 必ずしも事例が多いわけではない諸外国のオークション結果をすべて考慮した値ではない。

【参考：標準的な金額】

現行算式：標準的な金額の下限額 = 平均値（23.4・・・億円）× 0.9 = **21.1・・・億円**

案1：標準的な金額の下限額 = 平均値（850.9・・・億円）× 0.9 = **765.8・・・億円**

案2：標準的な金額の下限額 = 平均値（653.5・・・億円）× 0.9 = **588.2・・・億円**

- 報告書では、標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額については、予見可能性を確保するため周波数の割当てごとに開設指針において明示するとともに、その基準を下回る申請については絶対審査基準において排除することが適当としている。
- 法令の用例を参照すると「著しい」を定量的に捉えると、概ね50%（▲50%）、70%（▲30%）、90%（▲10%）の事例が存在。
- この点、「著しく下回る金額」については、①周波数の経済的な価値を反映するものではなく、周波数の割当てに当たって、申請者が最低限負担すべき金額を示す制度的な観点から設定するものであること、②最低限負担すべき金額が高いと参入事業者のハードルとなりうること、③比較審査においてより周波数の経済的な価値を反映した特定基地局開設料を示した事業者を評価することなどを考慮して、**「著しく」下回る金額は、「標準的な金額」の50%（▲50%）に相当する金額とすることが適当。**
- なお、これまでの標準的な金額の算定に当たっても、標準的な金額の50%に相当する金額としている。

5. 第2段階補正後の標準的な金額の下限額

14

- 4.9GHz帯の特定基地局開設料の金額は、以下のとおり。

現行の算式

標準的な金額の下限額（総額）：21.1・・・億円

- 標準的な金額の下限額（**1年あたり**）：**1億円**（※参考）20年間で20億円
- 絶対審査基準（**1年あたり**）：**1億円**

案1

標準的な金額の下限額（総額）：765.8・・・億円

- 標準的な金額の下限額（**1年あたり**）：**38億円**（※参考）20年間で760億円
- 絶対審査基準（**1年あたり**）：**19億円**

案2

標準的な金額の下限額（総額）：588.2・・・億円

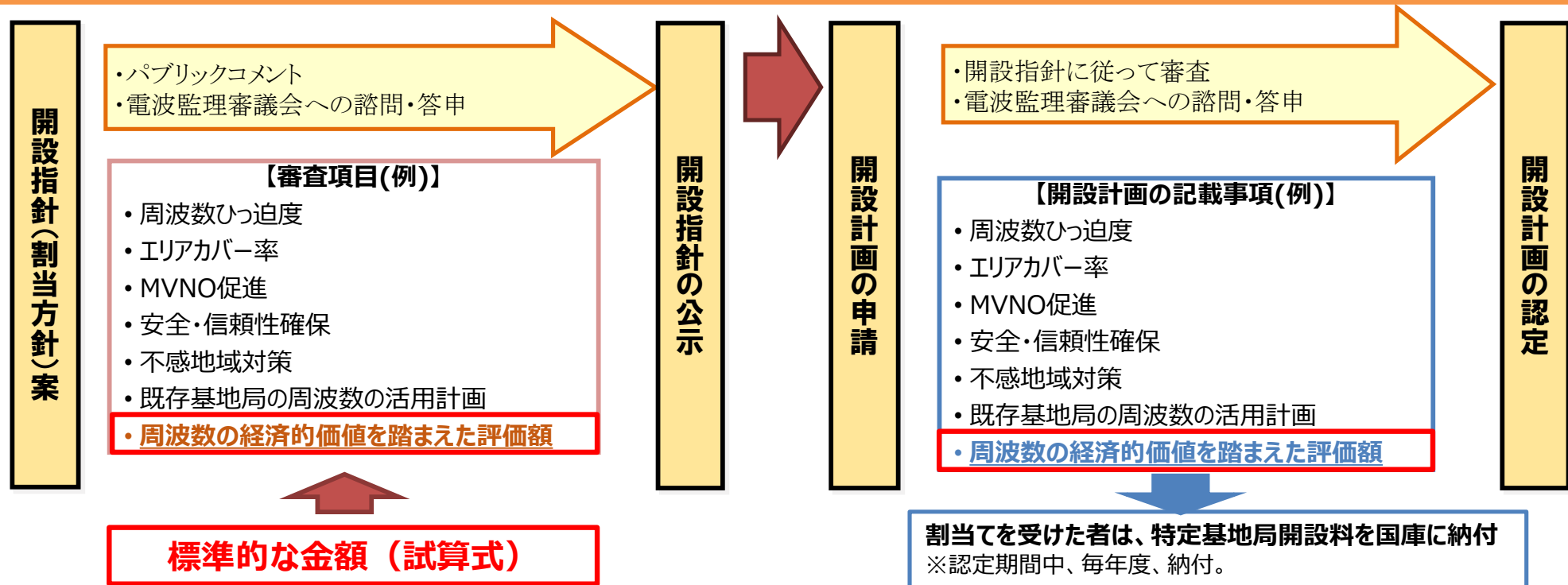
- 標準的な金額の下限額（**1年あたり**）：**29億円**（※参考）20年間で580億円
- 絶対審査基準（**1年あたり**）：**15億円**

（参考）これまでの特定基地局開設料まとめ

年度	周波数	認定開設者	標準的な金額	絶対審査の額	認定開設者の納付額
R 3 年度	1.7GHz帯	楽天モバイル	62億円/年 (434億円 /7年)	31億円/年 (217億円/7年)	67億円/年 (469億円 /7年)
R 4 年度	2.3GHz帯	KDDI/沖縄セルラー	48億円/年 (240億円 /5年)	24億円/年 (120億円/5年)	60億円/年 (300億円 /5年)
R 5 年度	700MHz帯	楽天モバイル	16億円/年 (160億円 /10年)	8億円/年 (80億円/年)	9億円/年 (90億円 /10年)

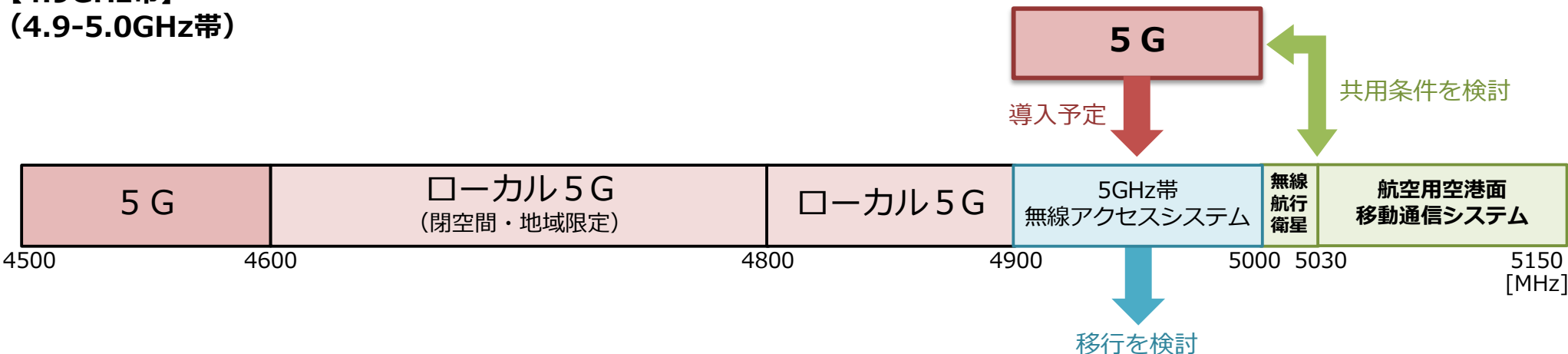
参考資料

- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施。
 - ・ 審査基準等を示す開設指針（割当方針）の作成【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問答申が必要】
 - ・ 開設計画（基地局の整備計画）の申請受付
 - ・ 開設指針に照らして、開設計画を審査・認定【電波監理審議会への諮問答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、
 - ・ 開設計画に、周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額（特定基地局開設料）を記載
 - ・ 特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査する制度を整備。
- 特定基地局開設料の標準的な金額を算出する考え方（標準的な試算式）について、令和元年10月から有識者会議を開催し、令和2年8月に報告書を取りまとめ。



- 同一周波数帯を使用する**5GHz帯無線アクセスシステム**については、令和2年度に実施した共用検討の結果、同システムが登録局で運用されていることや、固定設置だけでなく移動しながら運用されるものも存在することから、所要改善量を満たすような離隔距離の確保は難しく、共用困難との結果が示された。
 - ➡ 共用検討結果を踏まえ、5GHz帯無線アクセスシステムについては、終了促進措置を活用した他の無線システムへの移行等の検討を総務省において検討。
- 5GHz帯無線アクセスシステムの移行が進展し、移行が完了後又は移行が完了した地域から順次5Gを導入する場合において、隣接帯域を使用する無線システムへの干渉影響を回避するため、共用条件の検討が必要。
- そのため、隣接周波数帯を使用する**無線航行衛星システム (5.0-5.03GHz帯)**及び**航空用空港面移動通信システム (5.03-5.15GHz帯)**について、共用検討を実施。

【4.9GHz帯】
(4.9-5.0GHz帯)



※下側に隣接するローカル5G (4.8~4.9GHz) との共用については、4.6GHzにおける隣接周波数帯での共用条件と同一のため、新たな検討は不要。

共用検討対象システム	共用条件	検討結果	条件等																								
無線航行衛星システム (5.0-5.03GHz)	隣接	共用可能	(1) 地球局への干渉影響 5 G基地局の設置に際して、下表に示す範囲を目安に免許人同士で干渉調整を行うことが必要。 5 G基地局の実際の不要発射の強度がフィルタ挿入等により改善した場合、一部の地球局については干渉調整が必要な範囲を低減可能。 - 今後設置が見込まれる地球局に対しても、同様に免許人同士の干渉調整が必要。 <table><tr><th>地球局の設置場所</th><th>スモールセル基地局</th><th>マクロセル基地局</th></tr><tr><td>常陸太田</td><td>30km程度</td><td>70km程度</td></tr><tr><td>種子島</td><td colspan="2">35km程度(同一島内)</td></tr><tr><td>沖縄本島</td><td>70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)</td><td>115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)</td></tr><tr><td>久米島</td><td colspan="2">100km程度 (同一島内、沖縄本島)</td></tr><tr><td>宮古島</td><td colspan="2">25km程度 (同一島内)</td></tr><tr><td>石垣島</td><td colspan="2">50km程度 (同一島内、西表島、波照間島)</td></tr><tr><td>奄美大島</td><td>35km程度 (同一島内)</td><td>106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)</td></tr></table> (2) 宇宙局への干渉影響 - 複数の5 G基地局からのアグリゲート干渉が宇宙局の許容干渉電力を超過しないようにするため、5 G基地局（陸上移動中継局含む）の設置数の管理を行うことが必要。	地球局の設置場所	スモールセル基地局	マクロセル基地局	常陸太田	30km程度	70km程度	種子島	35km程度(同一島内)		沖縄本島	70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	久米島	100km程度 (同一島内、沖縄本島)		宮古島	25km程度 (同一島内)		石垣島	50km程度 (同一島内、西表島、波照間島)		奄美大島	35km程度 (同一島内)	106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)
地球局の設置場所	スモールセル基地局	マクロセル基地局																									
常陸太田	30km程度	70km程度																									
種子島	35km程度(同一島内)																										
沖縄本島	70km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)	115km程度 (同一島内、伊江島、粟国島)																									
久米島	100km程度 (同一島内、沖縄本島)																										
宮古島	25km程度 (同一島内)																										
石垣島	50km程度 (同一島内、西表島、波照間島)																										
奄美大島	35km程度 (同一島内)	106km程度 (同一島内、徳之島、喜界島、吐噶喇列島)																									
航空用空港面移動通信システム (5.0-5.15GHz)	隣接	共用可能	5 G基地局の設置に際して、空港用地端からの離隔距離が、スモールセル基地局では40km、マクロセル基地局では120kmとなるようにすることが必要。 5 G基地局の実際の不要発射の強度が、フィルタ挿入等により共用検討で用いたパラメータ（スモールセル基地局：-16dBm/MHz、マクロセル基地局：-4dBm/MHz）よりも改善した場合、離隔距離は低減可能。 - スモールセル基地局の場合、不要発射の強度が10dB改善すれば10km、20dB改善すれば4.3km、24dB改善すれば4.1km。 - マクロセル基地局の場合、不要発射の強度が10dB改善すれば40km、20dB改善すれば12km、28dB改善すれば5km。																								

- 総務省では、情報通信審議会から「4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの技術的条件」について一部答申を受けたことから、**4.9GHz帯における5Gの利用に関するニーズを把握するため**、令和6年3月15日(金)から 3月29日(金)までの間、**調査を実施**。
- 調査には、携帯事業者 4 者が回答し、**3 社から割当てを希望する旨の回答があった**。
(KDDIのみ、既存システムの移行方針等の内容次第で申請について判断する旨の回答。)
- **調査結果**について、**4月12日(金)に報道発表済み**。

● 携帯キャリアの回答

	割当ての希望	割当時期
NTTドコモ	都市部を中心とした高トラヒックエリアへの利用を検討	令和6年度の上期中、その中でもできるだけ早期
ソフトバンク	他社と異なり100MHz幅の割当てが1枠しかないことから、将来のトラヒック増加を踏まえたトラヒック対策の観点から割当てを強く希望	2024年9月末までの割当てを希望
楽天モバイル	今後の5G展開の核となる周波数帯であるため、 現時点 においては割当てを希望しており、 今後策定される開設指針や技術的条件等を踏まえて申請を検討	当該帯域は5GHz帯無線アクセスシステムの終了促進措置が必要であるため、 今後の議論の推移や条件等を勘案した上で適切な時期の割当てが適当
KDDI	今後のトラヒック需要を支える貴重なサブ6帯域であるが、 既存システムの移行方針（終了促進措置の詳細条件）等の情報を総合的に勘案したうえで、開設計画の申請について判断	既存利用者の意向を踏まえた周波数の使用期限の整理を丁寧に実施した後に割当が実施されるべき

エコシステム補正

【「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」報告書(令和2年8月)p18】

一般的に、同じ帯域を使用している国が多いほど、国境を跨いだサービス利用などの面で有利であり、かつ、それらの国の経済規模が大きいほど機器の調達も容易となり、機器の単価の低廉化につながることから、周波数の経済的価値は高まるものと考えられる。そのため、周波数帯による補正については、当該周波数帯域に係るエコシステムをよりきめ細やかに反映することが重要である。したがって、機器の調達の容易さなど我が国の国内市場の状況をより適切に反映するものとして、②の方法とすることが適当である。なお、その際には、経済規模の大きい国のオークション結果に必要以上に影響を受ける可能性があること等について留意する必要がある。

②「オークション結果のある国数に占める当該帯域を使用している国数の割合及びオークション結果のある国の経済規模の総和に占める当該帯域を使用している国の経済規模の総和の割合の積」を分母として係数を設定する。

【「700MHz帯(3MHz×2)の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」(令和5年7月総務省)p7】

係数Pの算定式： $P = (700\text{MHz帯使用国数} / 5\text{Gオークション国数}) \times (700\text{MHz帯使用国経済規模} / 5\text{Gオークション国経済規模})$

終了促進措置分の減額

【「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会」報告書(令和2年8月)p23】

周波数の経済的価値と終了促進措置はその性格を異にするものの、実際にその周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となること、終了促進措置の実施により移行が早まり割当てられた周波数の早期利用が可能となることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されていると言える。これらの点を踏まえると、終了促進措置の補正については②の方法によることが適当である。

その際、②の方法で終了促進措置の額から差し引く額の程度については、周波数帯によって終了促進措置に係る費用の多寡も異なることから、あらかじめ一律に設定することが困難である。したがって、開設指針を策定する際に、過去に行われた終了促進措置における支払期間や支払額といった実績等も考慮して設定することなどが考えられる。

②終了促進措置の額を一定程度差し引いて標準的な金額を算定する。

【「1.7GHz帯(東名阪以外)の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」(令和3年1月総務省)】

「一定程度」反映する金額については、過去の事例※に基づいて、1.7GHz帯(東名阪以外)の認定開設者の負担可能額(最低額)557.1億円及び実績額は10%の乖離率を、実績期間は1の乖離率をそれぞれ用いることで算定する。(p7)

※700MHz帯・・指針の最低額:600億円、実績額:643.6億円(乖離率+7.3%)

※900MHz帯・・指針の最低額:1,200億円、実績額:979.0億円(乖離率▲18.4%)

用例

A. 「著しい」 = 50%(▲50%) とする例

①固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(平成15年10月31日 企業会計基準委員会)

市場価格における固定資産の減損処理をする場合、「市場価格が著しく下落したこと」には、少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合が該当。

②所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 (略)

・所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)

(時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲)

第百六十九条 法第五十九条第一項第二号(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

B.「著しい」＝ おおむね70%（▲30%）とする例

①所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）当該贈与又は遺贈の時におけるそのたな卸資産の価額
- 二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時におけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2（略）

・所得税基本通達

（著しく低い価額の対価による譲渡の意義）

40-2 法第40条第1項第2号に規定する「著しく低い価額の対価による譲渡」とは、同条に規定する棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額に満たない対価により譲渡する場合の当該譲渡をいうものとする。

（注）法第40条第1項第2号の規定の趣旨は、たとえ譲渡の形式をとっている場合でも、実質的に部分的な贈与をしたと認められる行為は、その実質に着目して課税処理をすることにあるから、棚卸資産を著しく低い対価で譲渡した場合であっても、商品の型崩れ、流行遅れなどによって値引販売が行われることが通常である場合はもちろん、実質的に広告宣伝の一環として、又は金融上の換金処分として行うようなときには、この規定の適用はないことに留意する。

（実質的に贈与をしたと認められる金額）

40-3 法第40条第1項第2号に規定する「実質的に贈与をしたと認められる金額」とは、同項に規定する棚卸資産の39-1に定める価額とその譲渡の対価の額との差額に相当する金額をいうのであるが、当該棚卸資産の39-1に定める価額のおおむね70%に相当する金額からその対価の額を控除した金額として差し支えない。

②看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）

（看護師等確保推進者の設置等）

第十二条 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならない。

- 一 その有する看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定によって定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの

二（略）

2～5（略）

・看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則（平成四年厚生省令第六十一号）

（看護師等確保推進者を置かなければならない病院）

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号。以下「法」という。）第十二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める病院は、その有する看護師等の員数が、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定める員数の七割に満たない病院とする。

(前ページから続き)

C. 「著しい」 = 90%(▲10%)とする例

①野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)

(生産者補給交付金等の交付)

第十条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合には、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)の出荷に関し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。)との間に農林水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。)及び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「登録生産者」という。)の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前項の生産者補給金の額は、対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、対象野菜の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、定めるものとする。

※指定野菜価格安定対策事業として、販売した指定野菜(キャベツ、きゅうり、大根など)の平均販売価額(出荷された野菜の平均価額)が、市場平均価格(過去6年の市場価格の平均)の90%にあたる保証基準額を下回った場合に補てんされる。

(その他)

○ 独占禁止法

不当廉売規制について、「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」と規定されているが、廉売商品を販売する事業者が、廉売商品を供給しなければ、発生しない費用(仕入原価や販売費及び一般管理費等を含む。)を下回る場合には、「供給に擁する費用を著しく下回る対価」とであると推定され、「著しく」自体に定量的な基準はない。

○ WTO補助金協定(補助金及び相殺措置に関する協定)

補助金の効果として、「補助金の交付を受けた製品の価格を同一の市場における他の加盟国の同種の製品の価格よりも著しく下回らせるものであること又は同一の市場における価格の上昇を著しく妨げ、価格を著しく押し下げ若しくは販売を著しく減少させるものである」場合には、「著しい害」に該当するとされているが、市場価格における「著しい」の基準については、明示的に示されているものではない。

※「著しい害」には推定規定として、補助金総額が製品の価額(補助金対象の企業の販売総額)の5%を超えている場合と規定。